

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	議会事務局
委託業務番号	令和4年 長議第51号
委託業務名称	長浜市議会議場・委員会室会議システム保守業務委託
委託業務場所	長浜市八幡東町632番地
業務の概要	<p>・映像音響設備の設備性能及び機能を良好に維持する為、適切な点検整備を計画的に行い、良好なサービスの維持を図る</p> <p>・定期点検以外に、設備の不具合が認められた場合には、委託担当者からの要請に基づき技術社員の派遣により、その復旧にあたる</p> <p>・その他の運用支援(遠隔サポート含む)</p>
履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	660,000円
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 大阪市北区中崎西4-2-27</p> <p>[商号又は名称] 株式会社東和エンジニアリング関西支社</p>
契約相手方の選定理由	<p>「議場及び委員会室会議システム」については、故障時の迅速な修理に加え、故障が発生しないよう定期的な点検が必要なシステムであることから、専門的な知識が必要な保守業務を委託する必要がある。</p> <p>保守業務の委託にあたっては、故障が発生した際のハードウェア・ソフトウェアにおける障害原因の詳細な調査や、ソフトウェア・アプリケーション部分の速やかな復旧に対し、製造メーカーによる専門的知見が必要となってきますが、これらの要件を満たし保守業務を請け負える業者は、納入業者に限られてくることから、納入業者である「東和エンジニアリング」と随意契約を締結するものである。</p>
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>○(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>